

第4回財政健全経営検討会議経過調書

部長	課長	主査	主査	主任	担当	担当	日時	平成26年10月15日(水) 午後2時00分～4時24分		
/	/	/	/	/	/	/			場所	本庁舎 4階 庁議室
	担当	担当	担当	担当	担当	担当				
	/	/	/	/	/	/				
議題	1 会議録の確認について 2 諮問事項の検討について 3 その他									
出席者	1 平井 文三 (委員長)		2 奥 真美 (副委員長)		3 遠藤 清美					
	4 岩崎 友子		5 飯島 裕子		6 鷹羽 肅					
	7 栗原 和史		8 鈴木 久佐子		9 水越 泰弘					
	10 齋藤 京子									
	事務局									
	1 行政管理担当部長 (佐々木)		2 行政管理課長 (浦山)							
<p>【委員長】前回までの経緯だが、諮問事項1「自治体としての経営目標」、諮問事項2「財政規律の保持」、諮問事項3「財政身の丈の市政運営」の検討を行った。本日は、諮問事項4「社会資本の整備」、諮問事項5「地域活力の向上」の検討を行う。</p> <p>1 会議録の確認について                      【行政管理課長】何度か情報提供させていただいている中で、委員からのご指摘に基づき、録音等の確認を行い事務局にて整理を行った。一読いただいて、修正点等あれば、10月22日(水)までに、事務局へ連絡願いたい。                      【一同】了解。                      【委員長】口頭でのやりとりなので、すれ違いが生じることもある。事実確認ということに留意して、ご確認いただきたい。</p> <p>2 諮問事項の検討について                      【委員長】諮問事項4「社会資本の整備」、諮問事項5「地域活力の向上」の検討を行う。資料1に沿って進めていく。合わせて委員よりご意見をいただいたものをまとめた資料2, 3についても説明を行う。                      【行政管理担当課長】資料1から3を説明。委員よりいただいたご意見について、資料に不足がありましたら、補足説明をしていただきたい。資料1において、見解が空欄の部分については、所管課との調整ができていない部分である。合わせて当日配布資料を説明。                      【行政管理課長】前回、副委員長より指示のあった民間活力の導入についての経緯を資料4としてまとめた。資料4を説明。                      【委員長】資料について、事実確認を行いたい。資料2⑨の市民オンブズマンの活用について、市民オンブズマンと言っても、市の制度での市民オンブズマンと民間の市民オンブズマンとあるが、どちらを指しているのか。資料3の梅の生産量について、数年前に青梅市を中心として流行した梅の疾病と関係があるのか。資料3の捨てているものの利活用について、具体例があれば教えていただきたい。                      【委員】市民オンブズマンについて、私の友人が他市でオンブズマンとして活動しており、東久留米</p>										

市の実態がよくわからなかったので、東久留米市の状況は、どうなっているのかということも含めて、提案した。そういった制度がないのであれば、もう一度見直していくべきではということで提案した。

【委員長】民間の市民オンブズマンという理解で良いか。

【委員】はい。

【行政管理担当部長】梅の生産量減少の理由は、ご指摘の通りである。

【委員】捨てているものの利活用について、スーパーマーケットや市場へ出荷しているものは、形等規定の中での出荷となっており、それ以外のものをどうにかお金に換えられる方法があればと考えている。例えば、カット野菜のように形が無くても野菜として使えるものを導入できないかという考えがある。

【委員長】第4回目の会議となるので、特に意見、答申に盛り込めるような案を発言いただけると次回への議論へ向けて有意義になる。

【副委員長】事実確認であるが、資料1「社会資本の効率的整備」に、19,000㎡とあるが、他の資料には、190,000㎡とあった。190,000㎡の誤りではないか。大きな違いなので、修正すること。

【行政管理担当部長】190,000㎡である。資料の修正を行う。

【副委員長】前回指摘をした民間活力の導入の概念整理と合わせて、公有財産と公共施設の関連性について、どのように共通している部分があるか、整理する必要があると発言させていただいた。資料1の事務局説明及び公共施設の資料において、ここで示している公共施設とは、インフラを含めているのか、含めていないのか。本来であれば、社会資本の話なので、インフラを除いた議論は無いと思う。インフラも重要な問題であるので、その点をはっきりとさせていただきたい。

【行政管理担当部長】国から求められている全体計画の作成には、市として取り組んでいる。その中で、橋梁や道路等の部分では、一部整理ができていない部分と整理ができていない部分がある。最終的には、当日配布資料における第3ステップのところでは整理を行い、一本化していく考え方である。今回資料を提出した部分では、ご指摘の通り、インフラは含まれていない。今まで、東久留米市においては、公共施設白書という取り組みをしていなかった経緯もあり、本日の段階では、具体的にお示しはできない。また、前回、ご指摘のあった公有財産について、公会計との関係もあるが、固定資産台帳の整理もまだ十分にできていない状況にあり、そういった点では法律の改定と合わせて整理をしていく予定である。加えて、公有財産の有効活用という視点が現行のアクションプランでも位置付けられているが、市として遊んでいる土地や資産があれば、有効活用を図ることができるのだが、市有地で空いている所は、ほとんどないのが現実である。現在、幼稚園の跡地等の利活用について、別の検討会が進められており、この会議で議論していただくような公有財産は無いということで理解していただきたい。

【委員長】公共施設以外の東久留米市が管理しているインフラとして、市道と河川くらいしか思いつかないのだが。

【行政管理担当部長】あとは、下水道と公園がある。そういった部分については、ある程度進めているので、当日配布資料の第3ステップの部分で全体の集約をしていく予定である。

【副委員長】では、公共施設と言ったときには、インフラを除きたいいわゆる箱物、床がある部分ということか。

【行政管理担当部長】はい。行財政改革アクションプランで示している公共施設は、その部分を指している。

【委員】現在、市には、様々な計画があるが、どれもいつまでに何をするかということが見えてこない。計画はありますが、中身はこれからです。ということが多く、具体的に見えて来ない。民間では、このような状態では物事が進まない。計画はよくわかるのだが、いつまでに何をどのようにするというタイムスケジュールが見えない。この検討会議の中で明示することはできないのか。

【行政管理担当部長】現在の行財政改革アクションプランで、効果の部分や具体的に取り組んだ内容、今後の目標等の記載が無い部分については、今いただいたご意見を踏まえて、行政側で実行プランの整理を行い、掲げた行動計画について、他市の例を参考にして整理していく。

【委員】例えば、3・4・19号線について、未開通の部分も完成しているように見受けられるが、平成28年3月まで開通しないと聞いている。市民からすれば、完成しているのになぜ通れないかと疑問に感じており、できることをやっていないと感じる。

【行政管理担当部長】今のご意見は、人材育成の面も含めての意見だと思うので受け止める。3・4・19号線の未開通部分については、警察との協議も含めて、供用する準備が整っていないため、未開通となっている。

そういった理由では、すぐに進めなさいと言われれば、職員ができることであれば、早く調整に入り、少しでも早い開通を目指し努力していかなければならない。推進のエンジンは、職員だと考えているので、強化していきたい。

【委員長】今のような事例は、警察において、歩道をどうするか等で調整が取れていない状況があっても、市民から見れば、東久留米市が進めていないと思われるので、そういった理由をきちんと市民へ説明しなければ、市民は、東久留米市役所が仕事をしていないと思うだけで、そういった点をどういった手順があって、道路の構造検査や警察との道路の使用法の協議があり、開通が平成28年度となりますと工程表を現在の行財政改革アクションプランがあるように、個別の事業についてもきちんと見えるようにしていかないと単に仕事を怠っているというようにしか市民からは見えない。

【委員】3・4・19号線の未開通部分については、昨年の6月頃開通しますと看板が出ていたが、いつのまにか無くなり、問い合わせたところ、開通は平成28年3月と言われた。これは、ひとつの例で、一事が万事であり、様々な計画を作成する際には、いつまでにやると明記しないと計画だけあるということになりかねない。ふるさと納税制度についても、一生懸命やれば、市に収入が入ってくる可能性があるのに、やっていません、いつになるかわかりません、という感じに見受けられる。もう少し真剣に受け止めて欲しい。

【委員長】委員がおっしゃりたいのは、小泉内閣時の竹中内閣府特命担当大臣（経済財政政策）から、工程表という表現で示すようになった事例に基づいている。現行の行財政改革アクションプランには、工程表があるのだが、個別計画や個別事業になった途端に、工程表がない、あるいは市民の目に触れるように作成していない、ということから、どうなっているのか、アスファルトを野ざらしにして、劣化させているだけではと思われてしまう。個別行政についても、個別の工程表を作成し、市民へ示させていくのも、行財政改革のひとつであると思う。どうしても行政というのは、民間がやれないところしかやれない。民間が自然にやってくれる以外のところしかない。言わば、ニッチの部分であり、しかもニッチの中で、国がやらないところを地方公共団体へ下しているところがあるので、市役所というのは、隙間産業のバラバラな部分を担当しているところがあり、必ずしも市長あるいは企画調整部門の方を向いているわけではない。道路なら道路、福祉なら福祉と国の主管省や東京都の主管部局の方を向いている部分がある。それも少しでも市長の方へ向くようにするために、市民へ工程表を示すというのは、経営という観点が必要である。委員がおっしゃりたいのは、経営してないのではないかという趣旨であり、経営するように努力していただきたい。

【行政管理担当部長】ふるさと納税については、行財政改革にも資するものなので、今後、示す計画へ入れていきたい。道路について、ご指摘の市民にわかるようにするという形にするという部分は、都市建設部の担当なので、申し伝える。3・4・19号線の開通が遅れている理由は、一部用地取得が遅れているという点と交差する小金井街道の無電柱化が進んでおり、その事業との関係で事業追加がされたということで、遅れており、供用ができない状況にある。

【委員】財政健全経営検討会議の成果が市民に見られる形になった時に、財政健全経営検討会議の中で、何を話し合っていたのか、何か成果が上がったのですか、ということになりかねないので、財政健全経営検討会議の成果ですと市民の方が納得できるようなものが、出て来ないと仕方がない。市が考えていることを「はい。わかりました。」と言うだけでは、何のために検討会議を行っているのかとなってしまう。そういった部分をぜひ報告書へ入れる配慮をしていただきたい。

【委員長】小金井街道は、都道なのか。

【行政管理担当部長】はい。

【委員長】国道都道で見ないところを市がやるので、国道都道の整備に常に左右されてしまう点が、どうしても市の弱点となってしまう。そういった状況で市が行っていることを市民に示す必要がある。

【委員】3・4・19号線について、市民からは、かなり不信感があると思うので、ぜひ、そういった形でまとめていただきたい。

【委員】土地利用の関係で、第八小学校の跡地に都立公園を建設していると聞いているが、その件に関しては、上の原地区のような自然と調和した都市計画の中には、入っていないのか。公園は、どのような状況になっているのか。

【行政管理課長】都立六仙公園整備については、東京都が用地取得を行っており、ある程度取得した時点で、公園の整備を進めていく状況となっている。現在の整備率は、40%程度と記憶しており、最初に東久留

米市が所有していた第八小学校の跡地を都が整備を行い、進めている。

【委員】公園の整備に関して、市として周辺を利用していくような計画はないのか。

【行政管理課長】都立六仙公園は周辺の緑地や湧水地と調和した整備を行うコンセプトである。

【行政管理担当課長】先ほどの3・4・19号線の未開通の件と同様、そういった計画の進捗がオープンになっていないと言われるとその通りである。現在、約4ヘクタールの整備が済んでいるが、全体としては、15ヘクタールの計画である。元々湧水を残すためのかん養地として、都の協力のもとに進めているが、都のものと言いながら、東久留米市に所在するので、進捗状況をうまく公表できれば市の魅力の向上にもつながる。上の原地区と同様、計画はあるが、進捗を広く周知を行っていない。

【副委員長】「社会資本の効率的整備」について、3点提案がある。1点目は、方向性として、有効活用可能なものについては、最大限活用図するという方法で良いと思うが、有効活用の可能性が低いもの、できないようなものについては、スクラップしていくという視点も必要なのではないか。2点目は、有効活用していくにあたり、民間活力もしくは地域の自治会等の市民の力も借りて、施設の維持管理をしていくことも可能であるので、歳出の抑制の部分だけではなく、「社会資本の効率的整備」についても民間活力を効果的に導入していく視点を提示していただきたい。3点目は、公共施設だけではなく、社会資本全体で見えていくためには、既存のインフラの維持管理が大きな課題であり、しっかりと目を向けなければならない。そもそも諮問事項でのタイトルが「社会資本の効率的整備」しか記載されていないので、効率的な整備は、もちろん必要だが、整備だけではなく既存の施設をいかに効果的、効率的に維持管理していくのかということも本来であればタイトルのところへきちんと入れておいてもらわなければならない。整備だけすれば良いものではない。

【行政管理担当課長】現在、公共施設白書を作成しているので、計画からすると来年度以降に既存施設の問題や有効利用できないものはスクラップしていく等、方向性の議論をしていかなければならない。実際、東京23区、多摩26市の中でも、一定程度削減の話もあるので、東久留米市がどのようにしていくか、という今いただいた視点は、最終的に計画をまとめる際に、整理をさせていただく。

【委員長】公共施設白書をまとめる際に、市は、転用やスクラップするには、建設した際の補助金や融資、昔の財政投融资や簡保の財源を使用すると転用制限、廃止制限がかかっている場合がある。そういったことをきちんと市民へ見せるリストへ記載していかないと、なぜ転用できないのか、なぜ壊せないのかわからなくなってしまう。副委員長が、おっしゃられた民間活用の導入について、俗に言うコミュニティ施設、市の中の一定住民のみが使用する施設において、もう市で運営する必要がないものについては、建物は無償譲渡して、土地は無償利用ということにして、市民側で運営する気がないのであれば、壊すよという二者択一、市から一方的に辞めるというのではなく、使用するのであれば、建物のメンテナンスはきちんとやってねという方法もあるのではないかと。

【行政管理担当課長】PFIやPPPの考え方で運営していく方法もとれるので、来年度、施設の在り方検討会を設置し、その中で整理していく。

【委員】根本的に、何が必要で何が不要なのか、必要であるならば、優先順位はどうか、ということを中心に考慮して維持管理をしていかないといけな。そういったことをきちんと考えていくのが、ポイントである。あと、その部分を色分けするうえで、現状だけではなく、市として、どういった市を目指していくのかという視点が無いと結局維持していくにしても、物を言う人がいるところが優先されるとかよくわからないことになってしまうので、きちんと目指すべきところがあったうえで、それを基準に色分けをしていく方法をとらなければならない。

【行政管理担当課長】来年度から開始するあり方検討会で、そのような視点を持って進めていく。どういう市を目指していくという点については、長期総合計画があり、市のコンセプト、まちの将来像、自然・つながり・活力あるまち、東久留米、東久留米の象徴である湧水や河川、雑木林や緑地に代表する緑を市民とのつながりで、いかにコンセプトの元に市を活力あるまちにしていくかということは、まちの将来像であり、基本的には、長期総合計画がシンボルとなる。ひとつひとつの計画をとりまとめていく必要はあるが、いただいたご意見はどう生かせるか、考えていく。

【委員長】委員の意見より、諮問事項の4、5にまたがるのだが、上の原地区もそうだが、いわゆるエリアマネジメントという考え方があり、国土交通省のホームページを見ると平成20年くらいから出てきている。基本的には、住民や事業者等の利害関係者を中心に一定のエリアを自分たちが求める方向へ進めていくもので、なかなか合意形成というのは、当事者同士ではうまくいかない。そういったところに、地

方公共団体が機能するところがあるのではないか。東久留米市内の住宅集積は、基本的には、URがメインで行っているが、上の原地区は、URだけではなく、国の所有地もあり、地権者が多くいる。そういった場面でこそ、東久留米市が黒子として、エリアマネジメントを行い、仕組みを作成し、できるだけ、ステークホルダーを中心に維持管理を進めて行く。六仙公園もそうだが、公園単体としてではなく、周辺も含めたゾーンとしてのエリアマネジメントを考え、東京都に対して、言うべきことは言うようにして進めていけば良いのではないか。

【行政管理担当課】上の原の土地利用構想を進めて行く際に、長期総合計画の考え方を踏まえた形で、コンセプトを考えている。今、東久留米市で言うと待機児が多くいるが、それを解消する施策を打つことができない現実がある。何がその時に大事なのかという点では、考えて進めていかなければならない。

【委員長】必要、不要も大事だが、高度成長期に建設した小中学校があてはまるように、理想とすれば子どもは増えて欲しいのだが、努力しても人口総体は、一定期間変わらない。どうしても公共施設を所管課に任せて仕様書を作成させるとその学校なら学校、保育所なら保育所の補助金のスペックで書いてしまうが、いざとなった時の転用を考えるのであれば、所管課だけで任せないやり方にしないと結局、学校としてしか使えない、保育所としてしか使えない建物になってしまう。そうすると後々どうしようということになる。

【委員】駅前駐輪場を買い取って市の所有とする。なぜ駐輪場を借りているのか、当然相続が発生した場合、土地を返却するということ、貸借の条件となっていると思う。それを市の所有とするためには、ある程度の積立金等を活用しながら、市の所有として、駐輪場でありながら、なおかつ二階建てすれば、保育所等ができる。さらにその保育所が先行きどのくらいで不要となるかわからないが、同じく年齢が上がっていくので、効率的にそこを高齢者が使用していくような施設を市として持っている。先ほどのお話にもあったが、建物を建てて、最終的に維持管理をしていくかは、そこを使用している人たちが考えていくと市として、初期投資だけでランニングコストがあまりかからない方法で、運営していけるものができると思う。

【行政管理担当課】市でも駐輪場については、一番良いのは、PPPの手法を取り入れ民間で経営していくことだが、いかに市が介在していくか、取り組まなければいけない課題である。現在の行財政改革アクションプランの駐輪場部分の民間活力の導入には、業務委託しか入っていない。そういった面では視点が狭いので、広く視野を持って考えなければならない。

【委員】市制施行より、公共施設の延床面積が3.7倍になったにも関わらず、人口は、1.3倍しか増えていない。高齢化が進んでいることも考えると無駄な施設があるのではないかという考えになると思うが、高齢になると行動範囲も狭くなるので、なかなか遠くの施設まで行くことができないので、必ずしも、人口と延床面積の数字だけで見ると齟齬が出てしまう。例えば、削っていくなり、転用していくなり、必要であったとしても、実際利用している方がどんな形で利用されているかヒアリング等を行っていただきたい。例えば、その施設が無くなった場合、別の交通機関を使用して、同等の施設へ行けるか等、代替案を出していくべきだと思う。活力向上という言葉はこの会議ではよく耳にするが、そうは言っても高齢者が増加し、子どもが減少しているのは、東久留米市に限ったことではないので、若いところを目指して活力向上、何かしていこうということも重要だが、現状、高齢者が増えていくことも含めて、身の丈にあった見方をしていくべきだと思う。

【行政管理担当課】26市の中でも、下位の財政力しかないもので、市制施行当時は、暮らしやすいまちづくりを求め、煙突の立たない素晴らしいまちとなっていった。実際、現在のような状況となるとなかなか税収力、歳入が少なくなる。工業地帯を持っているような市は、財政力がある。先人が築いてきた街並みをこれからも踏襲していく長期総合計画となり、そうすると財政身の丈にあった歳出をどう整理するか、行政として、進めていかなければならない話となる。ただその中で、委員がおっしゃられたように、住んでいる方がいかに笑顔になるようなものを最大限考えていかなければならない。そういう意味では上の原地区のような種があれば、活用して、そういった取り組みを進めていきたいというのが、市の姿勢である。

【委員長】必ずしも工業だけではなく、本社の機能があれば、税収は上がる。すかいらーくグループは、ひばりが丘が、発祥にも関わらず、東久留米市は引き留めておくことができず、本社は、武蔵野市にあり、武蔵野市の税収となっているということを考えれば、新しい本社、東久留米市で仕事を続けたいと思える事業環境が必要なのではないか。（注：すかいらーくの前身のことぶき食品は、旧保谷町に所在。）産業振興懇談会に出ているが、既存の事業者の憂慮となるわけではなく、新しい人が入って来たり、起業を促

進するような産業施策ということで、重要であると思う。高齢化が進んで来ているので、公共施設の統廃合は、慎重にという意見だが、現在、コンパクトシティという考え方があり、例えば、富山市や青森市のような県庁所在地になるが、旧市街地というのは、核があって、そこへ戻そうという方法で進めている。東久留米市を見ると、高度成長期にUR主導で開発されたこともあり、核となる部分が北、南、ひばりが丘及び滝山と散らばっており、それぞれ使用する駅も異なる。それを強制的にどうすることもできない。そういった多極化している中で、現在、多くの方が車で移動していると思うが、移動手段が徒歩になった場合の都市設計は、必要である。

【行政担当課】企業誘導の関係であるが、企業に進出していただくことを考えると、知名度を上げていかなければならない。企業も住民もそうだが、知名度が高いところへ流れてしまう傾向があるので、知名度を上げていくということは、重要であると考えている。

【委員】既存の会社を東久留米市にということもあるが、東久留米市で起業しようという人を集めるということが東久留米市にとって良いのではないか。現在の環境であれば、どこにいても仕事はできるということもあり、小さい会社を建てるのであれば、大きな土地も不要である。会社を営んでいただければ、それだけで税収があり、大きな補助をしなくても、企業が大きくなっていけば、ずっと東久留米市に居続けるということもあり、初めにスタートする人にとっては、起業しやすい環境にあるところということによって選ばれると思う。そういった人を集めて起業してもらうことは、重要なポイントである。

【委員長】今の若い人は、ビジネスを興すための勉強をするために、就職している人もいる。サラリーマンには、向いていないが、1人親方には適正がある人もいる。そういった人達は、無理してサラリーマンを続けても幸せではない。そういった人達に、このくらいのスタートアップ資金があれば、起業できますとか、こうすれば国や都や東久留米市から制度補助金を使えますというように、子どもが自転車に乗れるようにしばらく荷台をおさえるような形で、サービスを提供する形もやり方としてある。

【委員】小学校の空き教室を起業する人や個人に貸出をしている事例が見られる。実際に取り組んでいる世田谷区へは、取材に行ったことがある。東久留米市ということを生かして、小学校の教室を仕切って、アーティストの方等に、場所を貸していく。難しいのは、建物が古いので、通信回線の設置の問題があると聞いている。世田谷ものづくり学校というのは、すごく人が入っている。そういった利用は、建物の機能を残しながら使用できる。例えば、高齢者施設の機能を残しながらも使用できる。一方で空いているスペースを起業する人に貸すとか保育所をやるというような使用方法もある。転用するために、法律等の制限があるのか。

【行政担当課】他市が行っている通りである。東久留米市においては、空き教室がどの程度あるのか、プライマリーバランスを維持している関係、財政自体が小さいので大きな壁となっているが、施設の維持改修が、ここ数年できていない状態である。以前提出した資料にある通り、近隣市と比較して、1人当たりの財政規模が小さい。その分、借金はどんどん返済している。委員がおっしゃったように転用していくターニングポイントというのは、大事であると思う。歳出の振り方として、本当に緊縮予算で進んでいるような状態であり、臨時的なものにお金を振り分けることが難しい。学校も、トイレひとつ取って、洋式になっていないと市議会から指摘を受ける状態である。今いただいたご意見は、補修を進める際にどう生かせるかというのはある。

【委員】先ほどの道路の話ではないが、もう少し実験的に取り組んでみてはどうか。例えば起業する人を呼んできて、すぐに定着するとも限らない。役所なので難しいとは思いますが、やはりやってみただけ、だめだったということもあるが、試行錯誤するような小回り感を持って行動できないのか。トイレの改修を行わなくても、子どもどものままの学校に入り、自分のものを持ち込んで仕事をしたりしているので、それほどお金がかかたり、プライマリーバランス云々の話ではなく、もっと実験的にできることだと思う。もう少し、フットワークを軽くしていただかないと議論していても、議論しているうちにブームが終わってしまう。

【行政担当課】学校については、現在整理をしている。マネジメント強化という言い方になるとは思うが、学校の大規模改修の際には、将来設計の中で、空き教室が発生する計画があれば、当然有効利用の考えが出てくるとは思う。

【委員】改修せずに利用できる空き教室を利用すれば良いと思う。

【行政担当課】学校規模適正化計画を作成しており、何校かは統廃合の動きがあるところがあるが、それと公共施設の大規模改修計画とリンクしていないので、そういった面では、一歩先に行くようなご意見に対

して、的確にお答えできるようなマネジメントができていない。単純に教室が空いているから、利用するという問題ではない。

【委員 長】利用者からの視点の改修と構造物としての改修があり、東久留米市は、構造物としての維持管理にお金を出し切れていなくて、きちんと丁寧に維持管理していれば長く使用できるものが、メンテナンスを怠ると痛みがひどく、最後壊すしかないということになりかねない。そこは、公共施設白書を作成する際に、きちんと整理していただきたい。先ほどの意見としてあった、建物としているかいらないかを色分けして、いるものについてはきちんと改修費用を出す、大規模改修については、きちんと基金を作り積み立てを行うということをしなさいといざという時に新しく建てるお金がなく、全部壊すしかないという事態になってしまう。

【委員】わくわく健康プラザに行くと空いている部屋が見受けられる。民間であったら、空いている部屋を遊ばせておくようなことはない。整理をすれば、使用できるスペースはたくさんあると思う。整備をする、整備をしないというレベルではなく、純粋にもったいないと感じる。

【委員 長】民間であったら、床を空かしておくというのは、損失となる。大きくは行政財産を普通財産に切り替えるというところから始まり、それぞれの用途変更等があるのだと思うが、そういった部分をきちんと整理し、できるだけ短い期間で、必要があるなら市議会で審議し、素早く用途転用できるように用意しておくという考えもある。

【行政担当課】職員の意識改革である。

【委員 長】今の議論のスタートは、税収の確保からビジネスを興そうということであるが、一方で、いわゆる社会的契機、ソーシャルアントレプレヌールという考え方があり、社会に役立つものをノンプロフィットだが、働いている人がきちんと給料をもらって働けるように、ボランティアではなく仕事としてやっていこうという方々の起業が段々盛んになっている。特に若い人は、そういうものに興味を持っている。そういった人たちを支えるのも、市の大事な仕事である。農業の第6次産業化であるとさいたま市の例があり、障害者が自立をしてクッキーを作り、ボランティアの人が助けて、活動を進めていく。あるいは、そういったものとカフェを組み合わせて、ヤマト運輸が出資しているスワンベーカーリーのようなベーカーリーカフェを誘致しても良いですし、あるいは、自分でやりたい人を育てるようなものがあったりすると東久留米市のイメージアップにつながる。

【行政担当課】東久留米市の農産物は、非常に優れているので、農業の第6次産業化というのは、大変良いアイデアである。

【委員】農業の第6次産業化というのは、大変良いアイデアと私も思う。先ほどの駅前の駐輪場の話と合わせて、駐輪場の上に第6次産業化で販売するスペースを作るというのも良いし、名産品だけではなく様々なものを販売する企業を呼び込んでも良いし、そういったものは、具体的に進めて欲しい。市が表に出るのか黒子になるのかやり方は、色々ある。

【行政担当課】なかなか表に出ていくような財力がないので、黒子となり模索していく形を駐輪場の民営化と合わせて収益が上がるような形で、まちの活性化と合わせて考えていく。

【委員 長】これからの時代は、自分でやるよりもプロデュースする時代である。プロデューサーになった方が、職員のモチベーションも上がる。

【委員】農業の第6次産業化というのは、非常に個人ではやりにくい。なかなか一歩が踏み出せないところがあるが、ひとつの活性化だと思う。個人が儲かれば、所得が上がり、市も潤う。お知らせになるが、ひとつの取り組みを紹介させていただく。東久留米市でできた野菜を市内の飲食店に卸していこうという動きが始まった。まだ、極小規模で、2店舗程度しか卸していないが、商品の移動については、障害者施設の方々をお願いをして配達している。行政で、もう少し手を加えていただければ、横幅が広がり事業の厚みが増していくのではないかと思う。第6次産業化以前に流通の問題があるとは思いますが、活性化していくひとつの材料になると思う。

【行政担当課】まさしく、プロデュースという部分になると思う。民間企業が手を出してくれるようなPRやイメージアップをしていく必要がある。

【委員 長】その取り組みを広げていったら、障害者で対応できるのか。

【委員】基本的には、なぜ、こういった取り組みをしているのかということになるが、以前から聞いている話では、障害者が自立をしていく上で、どうやってお金を得ていくか、方法がなかなか見つからない。現在、私が知っている内容だとダンボールの回収を行っている。そのルートに野菜の配達を組み込め

ば、配っていいけるのではないかと考えている。

【委員】地場産であり、決まったところにしか配達しないため、可能だと思う。

【委員長】委員からの提案にもあったが、高齢者がお金を持っているのは確かな事実であり、介護保険に移行しなかった老人福祉の部分は、1960年代、70年代型の老人感が非常に強く、東久留米市内では地区センターと呼ばれる老人福祉センターは、60歳から無料でお風呂に入って、グループで交流して帰る部屋がある。60歳から65歳までは使用料を取り、利用率を上げて、施設の改修が可能な部分については、介護保険が要支援あるいは、その直前の人でも使えるような訓練施設や入浴施設とするような国より一步先を行くメリハリを付け、国の昔の政策の化石のようなものを整理するのをもひとつの課題である。

【行政管理担当課】社会保障費は、非常に単価が大きいので、担当と調整を行い、整理をする。次回へ向けて、本日いただいた意見は、資料に入れさせていただき、生かしていく方向で整理をしていく。他の部分で、もしお気づきの点があれば、メールでも結構なので、ご意見をいただきたい。

【委員長】まず、プライマリーバランスでの臨時財政対策債の扱いである。借金だということで、頭の中でデフォルトとなったとシュミレーションをしたときに、年金等は基本的に憲法上の財産権の保障があるので、切り下げられても限度がある。次に、公務員の給料、財産権の問題や労働債権だし、労働基本権の問題もあり、切り下げに限界がある。ところが、公募している国債とこういった地方への交付金の整理となったときに、今は、臨時財政対策債を地方が借り入れて、元利返済を国が交付税で肩代わりしているが、デフォルトとなったときに、国が交付税法を変えてしまえば、財産権の保障には、地方公共団体は含まれていないので、真っ先に切られることになりかねない。市場に出ている国債は財産権の保障があり、デフォルトとなっても、バランスが取れるように、均等に債権放棄としていただけるだろうが、交付税として払うと約束されていたものが、払いませんとなると地方公共団体は、泣きを見るだけではないのか。それに対する考え方の整理が必要である。

【行政管理担当課】少しでも減らしていく努力、借りない努力をしていく。

【委員長】そうすると借金は借金として、こちらは地方債として、金融機関やなんなり借りているので、そちらは消えない。一緒にデフォルトしてしまえば良いのだが、それをしないのであれば、できるだけ耐えられるようにがんばっておく必要がある。それから、外部評価というか評価全体の仕組みであるが、核と言われるものに政策評価というものがあり、詳しく分けると3つある。第1に、目標管理型、それぞれの事務事業で目標を立てて、その目標の進捗度を図る指標を定量的に見て行く。第2に、そもそも、政策の狙いとしていくものと因果関係があるか、例えば、失業者に給付を与えることと、その人が就職するのと本当に因果関係があるのかをきっちり調べる。これらがよく使われる2つの方法なのだが、もう1つ、事業仕分けを考えている。事業の一定のポイントを横並びで見て、必要、不要の仕分けをする作業は必要で、カナダやオーストラリアでレビューをいう名称で行っているが、日本の事業仕分けのやり方は、人民裁判を細部のところへ入れてしまい、参加している人たちの多数決で評価の結果をするやり方をしてしまったのだが、本来は横並びでポイントを算出してある程度整理をしていく。この3本立ては、密度はどうであれ必要なのではないかと思う。その上で、外部評価を行えば良いと思う。目標管理型評価が内部評価で備わっていれば、外部評価会議の際に副委員長から指摘のあった、目標管理のロジックがおかしくないか、指標の選び方がおかしくないか、指標の結果とそれに対する担当課の判断があやまっていないか、そういった部分を見て行くというやり方、ある程度、市の方針で、内部で評価したところでさらにという部分を、外部評価を行う。個別の事務事業に政策的な因果関係があるのかという部分を、事務事業をきちんと見ることのできる専門家に見てもらい事務事業を直していくという外部評価、それに事業仕分け。外部の使い方も3つあると思う。これは言うだけになってしまい、市は対応できないと思うが、監査事務局、権限は、監査委員にあるが、これを個別の事業が機能しているかという事務評価の機能、いわゆる業績監査へ使用したらどうか。職員配置もそういったところで、市役所の中の嫌われ者をやることで鍛えるように、サイクルを組めるのではないか。監査委員に首長から、事務の監査を依頼する制度はあるが、ほとんどの自治体は使用していない。そういう制度を使用し、首長部局からでは言いにくいことを言わせて評価をするという使い方したら、良いのではないか。

【行政管理担当課】委員長からのご指摘は、提言という形でいただき、整理をしていく。

【委員】資料1について、このままの形でアウトプットしていくのか。それとも、たたき台として使用しているのか。

【行政管理担当課】たたき台である。最終的には、体裁を整えて報告書を作成する。会議において、ご議論いた

だき行政がまとめていく方向性では、こういった形で考えている。いただいた意見と市の取り組みを並べるとこういった形で組み立てられるということで、提示させていただいた。

【委員】事務局説明という項目がここにある必要はないと思う。加えて、外部評価会議での意見が混ざっているので、確認していただきたい。

【行政管理担当部長】確認する。

【委員】事務局説明が、この資料の中で、非常に大きなウエイトを占めており、会議で議論した内容がかすんでしまう。この書き方に違和感を感じる。

【委員長】私の理解では、この資料を作成した段階では、事務局からはこれが問題点として、提示したという形となっている。報告書としてまとめる時には、委員から出ようと事務局から出ようと課題があり、課題の解決という方向性がある、というようにしか整理ができないではないか。時系列は、過去に行ったことも混在しているので、精査が必要である。結局は、諮問事項に対して、小項目として、市が直面している課題は、こうだ、それに対して、委員会としては、こういった方向性だ、ということがまとめの中心となる。

【委員】最終的にどのような形になるかを見ないと何とも言えない。

【行政管理担当部長】進行として、目に見えた方が進めやすいと工夫して作成した資料である。ご意見あればいただきたい。レイアウト的な面は、これから考える。

【委員】最終的には、委員会の意見、事務局意見という形ではなく、一本化した形で提出していくのか。この委員会からの成果をきっちり記載しないと、市議会や市民から、疑問が出るのではないか。

【行政管理担当部長】基本的には、市の考え方に対して、ご意見をいただき方向性を出すという考え方を持っている。今までいただいた意見の中には、これまで踏み込めていない部分もあるので、提言という形で、お示しができれば良いと考えている。この場で新しく出たものという捉え方をしていく。

【委員】事務局側のひとつの意見として出すのか。

【行政管理担当部長】委員から出た意見として、今後の市の改革に向けた意見として出してもらおう形が良いと考えているが。

【委員長】あくまで、諮問に対しての答申は、委員会名で出していくので、最初の1文字から最後の1文字まで、我々の責任である。あくまで、事務局は事務局である。

【委員】さきほどの話であると事務局の意見も含めて出していくという答えであったが。

【委員長】事務局は、あくまで課題提示しかしていないので、その課題が課題ではないのであれば、課題ではないと消していかなければならない。議論の提示が事務局からであれ、各委員からであれ、議論の結末は我々が責任を取らなければならない。

【行政管理担当部長】そこは、委員長とこれから整理するが、事務局として考えているところがあれば、それは、事務局意見としてまとめても構わないと思う。

【委員長】私の感覚では、事務局の意見が我々の答申に入るのはおかしい。我々は、委員として委嘱を受けているので、我々の名前で答申を出していかなければならない。

【一同】了解。

【委員長】レイアウトの問題で、この手の答申書は、字ばかりが並んでいて、市民にとっては、とても読みづらいものとなり、結局読んでいないということになりがちなので、ある程度、図的な形で项目的に整理をしたり、我々でコンセンサスを得られることについては、コラム的な記載で具体事例を出していく。市民に読まれるものを作っていこうと考えている。

【委員】全体を振り返るのは、次回か。

【委員長】はい。次回、事務局が答申案のたたき台を提出するので、それをベースにみなさんと議論を行い、必要があれば、その場で朱筆を入れていく形で進める。本日議論したところを含めて、議論と言うより言いつばなしで構わないので、メールにて事務局へ意見等いただければ、案と言う形で盛り込んでいくなり、削除していくなりする。

### 3 その他

【委員長】今回は、第5回目の会議となり、最終回となる。答申案について議論する。日程は、10月30日（木）午後2時から市役所4階庁議室で開催する。

【一同】了解。

- 以上 -

